

労災・事業の種類の変更。

いつも お世話になっております。

暑がりの方は そろそろ 冷房をかけたいな〜という季節でしょうか。

弊社は 女生が多いため、おどおどといった感じですよ。

さて、5月も下旬ということで「年度更新」の準備をなさっている事業所様も
多いのではないのでしょうか。(それが系ねれば、社保算定基礎届の季節です
ね(笑))

「年度更新」では 労働保険料を収める手続きを行なうのですが、この4月1日から
『労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正
する省令』が施行されております。

その変更点として、 現行では「事業の種類」として「医療保険業」と
ひとくくりになっている事業を「医療業」と「社会福祉又は介護事業」へ
分離して設定するといったものがあったり、 新たに「小情報サービス業」
という「事業の種類」を追加するなど、産業構造の変化を
踏まえたものとなっています。

これまで 手続きを行っていたなかで、社会福祉事業が 単体の
「事業の種類」となっていないことに違和感を感じていたので、
(それくらい新事業展開が多い業種だと体感しています。) 今回の変更は
個人的にうれしく思っています。

ただ、厚生労働省のHPに載っている「事業の種類細目表」が

古いもので 早めに更新してほしいな〜、と思っております。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。